

CPAカード 年会費のご案内

(税込)

	ゴールドカード	一般カード
本人会員	11,000円	1,375円
家族会員	1名無料 2人目から1名につき1,100円	1名につき440円

※本カードの年会費は上記の通りです。個人会員規約・規定集の「割賦販売法第30条に定める情報提供書面」掲載の年会費は適用されません。

2025年12月9日改定

CPAカード会員特約

第1条(名称)

本カードは公認会計士協同組合(以下「協同組合」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するもので、カードの名称は「CPAカード」(以下「本カード」といいます。)と称します。

第2条(入会の方法)

本カードの会員は協同組合の組合員で、本特約ならびに三菱UFJニコスの定める個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスに申込み、協同組合および三菱UFJニコスが入会を認めた者(以下「会員」といいます。)とし、三菱UFJニコスが本カードを貸与します。会員は協同組合が付与する資格(以下「CPAカード会員資格」といいます。)と三菱UFJニコスの会員資格を有するものとします。

第3条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、協同組合は、これらの提供に関して、会員と三菱UFJニコスとの間に生じる紛議に対し、一切の責任を負いません。
- 会員は協同組合が提供する特典およびサービスを受ける場合、協同組合所定の方法でその提供を受けるものとします。協同組合は、特典の内容、適用期間、適用範囲等を協同組合が発行する会員向機関誌等において明らかにするものとします。なお、三菱UFJニコスはこれらの提供に関して、会員と協同組合との間に生じる紛議に関して一切の責任を負いません。

第4条(会員資格の喪失)

- 協同組合は、会員が協同組合組合員の資格を失ったとき、または、CPAカード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せずCPAカード会員資格を喪失させることができるものとします。
- 前項により会員がCPAカード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、会員の三菱UFJニコス会員資格を喪失させができるものとします。

- 会員がCPAカード会員資格を喪失した場合、会員は、本特約に基づき提供される特典およびサービスを利用する権利を同時に喪失するものとします。
- 三菱UFJニコスまたは協同組合が本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。

第5条(個人情報の提供と利用に関する同意)

本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」といいます。)の特約として定めるものであり、申込者または会員は次のとおり、協同組合および三菱UFJニコスが以下の個人情報を以下の目的で相互に提供し利用することに同意します。なお、協同組合および三菱UFJニコスは個人情報の提供、利用にあたっては、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

(1)三菱UFJニコスが協同組合に対し、提供する個人情報と協同組合における利用目的

①提供する個人情報

イ. 入会申込書および入会後の届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項

ロ. 入会審査の結果および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実(理由を除きます。)

ハ. 本カード会員番号

②利用目的

イ. 協同組合所定の本カードに付帯する会員向け特典およびサービスの提供

ロ. 協同組合の会員管理

(2)協同組合が三菱UFJニコスに対し、提供する個人情報と三菱UFJニコスにおける利用目的

①提供する個人情報

イ. CPAカード会員資格保有または喪失の事実

ロ. 協同組合所定の本カードに付帯する会員向け特典およびサービス・販売の利用情報

②利用目的

イ. 三菱UFJニコスの会員管理

ロ. 三菱UFJニコス所定の本カードに付帯する会員向けサービスの提供

ハ. クレジット関連事業における市場調査・商品開発

第6条(適用)

本特約に定めのない事項は、会員規約または同意条項が適用され、本特約と会員規約または同意条項との間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。

<ご相談窓口>

協同組合に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関する問合せについては下記にご連絡ください。

公認会計士協同組合

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-3-13 韻町秀永ビル 3F
TEL. 03-3515-8960